

寒川町地域防災計画 改定の概要

1 改定の背景と趣旨

寒川町地域防災計画は、平成23年に発生した東日本大震災の教訓、それに基づく災害対策基本法の改正、国の防災基本計画等の見直しを反映して、平成28年3月に改定したものである。

その後、熊本地震（平成28年）、岩手県で高齢者施設が被害を受けた台風10号災害（平成28年）、九州北部豪雨（平成29年）、西日本豪雨（平成30年）、令和元年台風19号による災害等の大規模災害が連続して発生した。国では、その教訓を踏まえて、防災関係法令の改正、防災基本計画の見直し、各種ガイドラインの作成等を行い、市町村の地域防災計画への反映を求めている。

神奈川県においても、地域防災計画地震災害対策計画・風水害等対策計画（令和2年3月）、同原子力災害対策計画（令和3年2月）の改定を実施している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う避難所対応、防災情報における警戒レベルの導入、東海地震に代わる南海トラフ地震に関する対応等、新たな対策の反映も必要となっている。

今回の改定は、このような背景と、町の組織の変更、防災対策の推進等の防災環境の変化を踏まえ、地域防災計画を最新の内容とするために行うものである。

2 改定の方針

地域防災計画の改定は、次の方針で実施した。

方針1 災害教訓等に基づく実効的な対策の検討

- ・東日本大震災以降の災害で被災した自治体の教訓をもとに、現行計画で規定された対策を検証し、町の状況に適合した実効的な対策を検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症等、新たな課題を反映する。

方針2 防災体制の見直しと町の災害対策の反映

- ・災害対策本部の組織、事務分掌の見直し等、防災体制の見直しを実施する。また、茅ヶ崎市消防本部との消防広域化を反映する。
- ・防災に関係する町事業等、町の災害対策を反映する。

方針3 上位計画の改定及び防災関係法令改正等の反映

- ・災害対策基本法等の防災関連法令の改正を反映する。
- ・国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、ガイドライン（避難情報等に関するガイドライン等）等を反映する。

方針4 住民にもわかりやすい計画の作成

- ・自助・共助・公助の連携を明確にする。
- ・住民にも読みやすく、内容が理解できる記載とする。

3 主な改定内容

主な改定内容は、次のとおりである。 ※ (p) は該当箇所を示す。

方針1 災害教訓等に基づく実効的な対策の検討

① 避難の流れの整理

地震発生時における地域での安否確認、広域避難場所への避難、危険がない場合の自宅での避難生活の継続、福祉避難所の設置等、避難の流れを整理した。

一方、風水害時は、台風等の接近に対応して「避難の呼び掛け」「高齢者等避難」を行い、先行して避難場所を開設することを記載した。

- ・第2編 第4章 第4節 第1「避難の基本」(p78)
- ・第3編 第3章 第4節 第1「避難の基本」、第2「自主避難」(p141～142)

② 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、スペースの確保、避難者の様々な特性への配慮、ペット同行避難への対応等の留意すべき事項を追加した。

- ・第2編 第4章 第4節 第5「避難所の運営」(p81～83)

③ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、避難所以外の施設の確保、専用スペースの確保、健康状態の確認といった、「新型インフルエンザ等感染症対策」の留意事項を追加した。

- ・第2編 第4章 第4節 第5「避難所の運営」(p82～83)

④ 一般の傷病者への対応

災害に起因する傷病者のみならず、医療機関を受診できない通常の傷病者への対応、人工透析・難病患者への対応を記載した。

- ・第2編 第4章 第3節 第2「医療救護活動」(p76)

⑥ 被災者の健康管理・保健衛生

避難生活長期化等に伴う体調悪化を防止するため、保健師等による避難所巡回を行うこととした。

- ・第2編 第4章 第5節 第1「保健衛生」(p86)

⑦ 物資の受入れ

大量の救援物資を受入れる場合は、物流事業者のノウハウを活用できるよう事業者へ委託することとした。また、受入れは、企業・団体等からのまとまった物資とするなどの、受入れ方針を明確にした。

- 第2編 第4章 第6節 第2「食料、生活必需品等の調達及び供給」(p90～91)

⑧ 学校の対応

就業時間中に災害が発生した場合、児童・生徒は学校で保護し、帰宅は、保護者の引き取りを基本とすることとした。

- ・第2編 第4章 第7節 第1「児童・生徒の安全確保」(p92)

方針2 防災体制の見直しと町の災害対策の反映

① 災害対策本部機能の強化

現行の町組織にあわせて、災害対策本部の部班の編成、事務分掌を見直した。特に、安否情報の提供、被災者台帳等の災害対策基本法改正による業務の追加、全職員が対応する共事事務を追加した。

- ・第2編 第4章 第1節「災害対策本部等の組織体制」 災害対策本部組織図、事務分掌 (p65-69)

② 茅ヶ崎市消防本部との連携

茅ヶ崎市との消防広域連携に伴い、災害対策本部に茅ヶ崎市消防本部から派遣される職員が同席し、調整をとって対応することとした。

- ・第2編 第3章 第2節 第3「茅ヶ崎市消防本部との消防力の強化」 (p41)
- ・第2編 第4章 第1節 第2「災害対策本部等の設置、運営」 (p63)

② 町の事業の反映

町の防災に関連する事業との整合を図るため、「寒川町みどりの基本計画」「寒川町耐震改修促進計画」「寒川町災害廃棄物処理計画」等の個別計画の内容を反映させた。

- ・第2編 第2章 第1節 第1「市街地の整備」 (p32)
- ・第2編 第2章 第4節 第1「建築物の耐震化の促進」 (p36)
- ・第2編 第4章 第11節 第2「災害廃棄物処理体制」 (p100)

方針3 上位計画の改定及び防災関係法令改正等の反映

前回の改定以来、災害対策基本法改正5回、防災基本計画修正が10回、それにあわせた神奈川県地域防災計画の改定が行われており、これらの内容を反映させた。

① 地区防災計画の作成

地域防災力の向上として、地域で地区防災計画（町民及び事業者が共同して行う自発的な防災活動に関する計画）を作成、町が支援することを位置付けた。

- ・第2編 第1章 第2節 第3「地区防災計画の策定」 (p24)

③ 要配慮者利用施設の避難確保

平成28年台風10号による高齢者施設の被害等により、水防法等が改正され、浸水区域内の要配慮者利用施設での避難確保計画の作成等が義務化された。そのため、施設管理者の義務、町の支援等を位置付けた。

- ・第2編 第3章 第5節 第3「要配慮者対策」 (p47)

④ 避難行動要支援者の支援対策

災害対策基本法第49条の10により避難行動要支援者の名簿作成等の体制について、寒川町避難行動要支援者きずなプランにより名簿を作成し避難支援体制を整備することを記載した。

- ・第2編 第1章 第4節 第1「避難行動要支援者の支援対策」 (p27~28)

⑤ 安否情報の提供

被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、適切に情報を提供することを位置付けた。

・第2編 第4章 第16節 第6「被災者の支援」(p117)

⑥ 避難情報の名称変更、警戒レベルの導入

避難情報の名称が変更となったため、次のように修正した。

「避難準備情報」→「高齢者等避難」、「避難勧告」→廃止、「避難指示(緊急)」→「避難指示」、「災害発生情報」→「緊急安全確保」

また、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加すること、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づく発令基準の明確化等を追加した。

・第2編 第4章 第4節 第2「避難指示等の発令」(p79) その他全体で名称変更

・第3編 第3章 第4節 第3「避難指示等の発令」(p142)

⑦ 外部支援者との連携

被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するために専門知識を有した外部支援者(ボランティア等)と連携することとした。

・第2編 第4章 第4節 第5「避難所の運営」(p81)

⑧ 避難所外の避難者への対応

熊本地震では、余震が頻発したため車中泊やテント泊の避難者が多く、その支援が課題となった。このため、避難所外の避難者の所在把握、情報提供等を行うこととした。

・第2編 第4章 第4節 第5「避難所の運営」(p83)

⑨ 放置車両の移動

平成26年に発生した大雪の教訓から災害対策基本法が改正され、災害時に道路管理者が放置車両、立往生車両の移動を行うことが可能となったことから、この規定を追加した。

・第2編 第4章 第8節 第1「交通の確保」(p94)

⑩ 被災者台帳の作成

災害対策基本法に基づき被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成し、もれなく支援を行うことを追加した。

・第2編 第4章 第16節 第5「被災者台帳の作成」(p115~116)

⑪ 南海トラフ地震防災対策推進計画

気象庁が平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」を停止し、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。そのため、予知を前提とした東海地震に特化した対応は廃止し、代わって南海トラフ地震に対応した章を新設した。

なお、町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとされている。

・第2編 第6章「南海トラフ地震防災対策推進計画」(p121~p128)

⑫ 新たな災害への対応

特殊災害として、大規模な火事災害、道路災害、火山災害対策について、神奈川県地域防災計画に準拠して追加した。

- ・第4編 第2節「大規模な火事災害対策」(p162～p163)
- ・第4編 第6節「道路災害対策」(p172～p174)
- ・第4編 第7節「火山災害対策」(p175～p176)

方針4 住民にもわかりやすい計画の作成

① 自助・共助・公助の連携

災害対策においては、町、関係機関等（公助）のみならず、町民、自主防災組織、事業所等（自助・共助）との連携が重要となる。

そのため、地域防災計画においても、自助、共助、公助を明確にし、それぞれの役割が理解できるよう、構成を変更した。

- ・第1編 第1節 第2「計画推進の考え方」(p1)
- ・第1編 第4節 第2「町民及び自主防災組織の責務（自助・共助）」 第3「事業所の責務（自助）」(p17～18)
- ・第2編 第1章 第1節～第6節 (p21～31)

② わかりやすい記載

地域防災計画は、防災に関する専門的内容が多く、一般にわかりづらい計画であるが、町民等が読んだ場合にも、各主体の役割、対策の流れ、対策概要が理解しやすいように、簡潔な文章となるよう編集した。